

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了後の、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

第77回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第37回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について、継続的かつ着実に実施していただくとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただけますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

（別添1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了について」

（別添1別紙1）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」

（別添1別紙2）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」

（別添1別紙3）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年9月28日変更）

（別添1別紙4）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表

（別添2）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添2参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

- 「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」
(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
(別添4) 第37回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示